

岐阜県公報

第 六 百 九 十 六 号
令 和 八 年 六 月 二 十 三 日
(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課) 二六三

告 示

肥料の登録

(農産園芸課) 二六四

肥料の登録の有効期間の更新

(同) 二六四

肥料の登録の失効

(同) 二六五

土砂災害警戒区域の指定解除

(砂防課) 二六五

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 二六六

土砂災害警戒区域の指定

(同) 二六六

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 二六七

公 示

落札者等に関する公示

(会計課) 二六七

雑 報

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書(令和七年度)の公告

(環境管理課) 二六八

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十八号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考第一号中「、第5条の4第6項」を記し、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

別表第二備考第二号中「、第5条の4第6項」を記し、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

別表第三備考第二号中「、第5条の4第6項」を記し、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、別表第三備考第三号中「」を「下記の児童について、」に、「第33条第

別記第二十七号様式中「下記の

項」を「第33条」に

「一時保護を開始するに当たっては、児童の身体的な保護を図るに努め、一時保護の理由を明らかにし、その内容を当該児童の身元保護に努める。」

「一時保護の理由」に改める。

別記第二十七号様式の二中「第33条」を「第33条」に改める。
 別記第二十八号様式中「第33条」を「第33条」に改める。
 別記第二十八号様式の二中「第33条」を「第33条」に改める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三備考の改正規定（同表備考第三号ただし書を削る部分に限る。）は、令和八年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第九四九号	加工家きんふん肥料	ユーキ四号	窒素全量 三・五 りん酸全量 三・三 加里全量 二・五	公定規格のとおあり	サンエッグファーム株式会社 愛知県岡崎市保久町字須之山一番地一

岐阜県告示第三百十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定

により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第七九六号	炭酸カルシウム肥料	粒状一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとおあり	矢橋工業株式会社 大垣市赤坂町二二六番地
岐阜県第八九一号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇		東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一
岐阜県第八九二号	消石灰	七二顆粒消石灰	アルカリ分 七二・〇		東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一
岐阜県第八九三号	炭酸カルシウム肥料	一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとおあり	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一
岐阜県第八九四号	炭酸カルシウム肥料	粒状一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとおあり	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一
岐阜県第八九五号	炭酸カルシウム肥料	東方炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとおあり	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一
岐阜県第八九六号	炭酸カルシウム肥料	東方粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとおあり	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一

岐阜県第 九二四号	混合石灰肥 料	苦土マンガ ンほう素混 合肥料一号	アルカリ分 四九・〇 く溶性苦土 九・〇	公定規 格のと おり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番 地の一
岐阜県第 九二五号	消石灰	七二顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇		株式会社古田石灰工 業所 大垣市昼飯町三六番 地
岐阜県第 九二七号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七・〇		近藤石灰工業株式会 社 大垣市赤坂町三二六 九

岐阜県告示第三百十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

登録番号 岐阜県第 九二六号	肥料の種類 加工家きん ふん肥料	肥料の名称 発酵鶏糞	保証成分量 （％） 窒素全量 三・五 りん酸全量 四・一 加里全量 二・六	その他 の規格 公定規 格のと おり	生産業者の氏名又は 名称及び住所 亀屋商事株式会社 羽島郡岐南町三宅九 丁目一八九番地
----------------------	------------------------	---------------	--	--------------------------------	---

岐阜県告示第三百二十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称 越後洞 1	区域の所在地 高山市石浦町	区域の表示 次の図のとおり	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 土石流
----------------	------------------	------------------	------------------------------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三百八十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
-------	--------	-------	-----------------------------

小畑谷 高山市久々野町無数河 次の図のとおり 土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
越後洞1	高山市石浦町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三百八十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小畑谷	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
越後洞1	高山市越後町	次の図のとおり	土石流
小畑谷	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
半田 1	高山市国府町半田	次の図のとおり	土石流
半田 2	高山市国府町半田	次の図のとおり	土石流
養輪 2	高山市国府町養輪	次の図のとおり	土石流
宮地 1	高山市国府町宮地	次の図のとおり	土石流
宮地 2	高山市国府町宮地	次の図のとおり	土石流
宇津江 4	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	土石流
上広瀬 1	高山市国府町上広瀬	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
半田 1	高山市国府町半田	次の図のとおり	土石流

半田 2	高山市国府町半田	次の図のとおり	土石流
養輪 2	高山市国府町養輪	次の図のとおり	土石流
宮地 1	高山市国府町宮地	次の図のとおり	土石流
宮地 2	高山市国府町宮地	次の図のとおり	土石流
宇津江 4	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	土石流
上広瀬 1	高山市国府町上広瀬	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達物品の名称及び数量 交通信号制御機及び交通信号制御機付加機能 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 8 年 4 月 3 日
- 4 落札者を決定した日 令和 8 年 5 月 15 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
株式会社京三製作所名古屋支店
支店長 中村 大輔
- 6 落札金額 33,396,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年六月二十三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 1 特定役務の名称及び数量 交通事故総合管理システム等の買値の延長等 一社
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第11条第1項第2号該当
令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和8年4月27日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
営業統括本部長 石崎 洋
- 6 契約金額 56,839,200円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

社 報

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書（令和七年度）の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のと

おり公告します。

令和八年六月二十三日

国土交通省中部地方整備局
中部地方整備局長 森 本 輝

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名 称 国土交通省 中部地方整備局
 - 2 代 表 者 の 氏 名 中部地方整備局長 森本輝
 - 3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号
- 二 対象事業の名称及び種類
 - 1 名 称 一般国道十九号 瑞浪恵那道路
 - 2 種 類 一般国道の改築（環境影響評価法第一種事業）
- 三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間
 - 1 縦覧場所 岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課、瑞浪市役所建設部シティプロジェクト推進課、恵那市役所建設部建設課、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
 - 2 縦覧期間 令和八年六月二十四日（水）から同年七月二十三日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
 - 3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）
- 四 インターネットによる公表
事後調査報告書は、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所ホームページ（<https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/index.html>）においてご覧いただけます。
- 五 問合せ
 - 1 問合せ先 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
多治見市小田町四丁目八番六号
TEL 〇五七二 二五 八〇二六
 - 2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）